

情報の森チラシ等の設置取り扱い規程

令和3年12月6日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、大野城まどかぴあ(以下「まどかぴあ」という。)の情報の森へのチラシ、パンフレット等(以下「チラシ等」という。)の設置に関し、生涯学習とコミュニティ意識の高揚に資する情報発信を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(情報発信の範囲)

第2条 情報の森に設置するチラシ等の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) まどかぴあが主催、共催又は後援するもの。
- (2) 大野城市が主催、共催又は後援するもの。
- (3) 福岡県、福岡市及び近隣市等の公的機関が主催、共催又は後援するもの。
- (4) 大野城市の公共施設から依頼のあるもの。
- (5) 公益を目的として活動する団体から依頼のあるもの。
- (6) まどかぴあのホールを利用したイベントで主催者から依頼のあるもの。
- (7) 市内において、文化芸術振興、生涯学習、読書推進、男女共同参画社会に寄与する目的として行われる事業で主催者から依頼のあるもの。

(設置できるチラシ等)

第3条 設置できるチラシ等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 設置できるチラシ等は、A4サイズ(297 mm×210 mm、折りたたむことにより設置時にA4サイズ以下となるものを含む。)以下の規格とし、原則30枚(部)以内とする。
- (2) チラシ等は問合せ先(名称や電話番号等)が記載されていること。
- (3) イベント等のチラシは、開催期日又は期間及び時間が記載されていること。
- (4) チラシ等の紙面内に物品販売等営業目的が含まれる広告でないこと。
- (5) その他公共の施設として設置することが適当であると判断されるもの。

(設置できないもの)

第4条 設置できるものは、次の号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (3) 館の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの。
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、無限連鎖講の防止に関する法律(昭和53年法律第101号)などの規定に定める商取引を行うためのもの。

- (6) 営利を目的とするもの。
- (7) 申込書の記載に誤りがあるもの。
- (8) その他まどかぴあが適当でないと認めるもの。

(申込方法)

第5条 設置希望者は、大野城まどかぴあ総合案内にチラシ等持参のうえ、申込書(様式1)により申し込みをすることができるものとする。

- 2 第2条に該当する公共団体等がチラシ等を郵送してきた場合は、申込書(様式1)を省略することができるものとする。但し、第3条により設置できない場合はまどかぴあで処分することができるものとする。

(設置期間)

第6条 チラシ等はその用途に合わせて次の各号のとおりとする。

- (1) イベント、申込、募集に係るチラシの設置期間は、設置申込者が希望する期間とするが最大2ヶ月間とする。
- (2) 期間がないパンフレット等は、設置から3ヶ月程度とする。なお、公共団体等が発行するもので更新が見込まれるものは、その更新前までとする。
- (3) 設置台数の状況により、前各号の設置期間は変更することができるものとする。

(申込者の責任)

第7条 チラシ等の設置に関する責任は申込者が負うものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかにまどかぴあに連絡するものとする。

- 2 申込者は、設置したチラシ等の情報に関し、閲覧者等との間に疑義が生じた場合は申込者の責任において解決するものとする。

(設置の決定等)

第8条 設置を希望されたチラシ等は、この取り扱い規程に基づき審査を行い設置する。但し、設置申し込みが多い場合は、第6条第1項第3号に基づく設置期間の調整あるいは第2条第1項各号に定める公共性の高いもの又はまどかぴあ内のイベント等を優先して調整する。

(設置取消し)

第9条 設置前、設置期間中を問わず、以下の場合は設置を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当した場合
- (2) 指定する期日までに施設使用料を支払わず使用を取り消された場合
- (3) 大野城市まどかぴあ設置条例(平成7年条例第17号)第7条に基づき使用許可が取り消された場合
- (4) 申込者の連絡先に連絡ができない場合

(設置料金)

第10条 設置料金は、無料とする。

(その他)

この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和4年3月1日から実施する。